

委員会規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第57条に基づく委員会は、本規程の定めるところによる。
- 2 この法人にその事業遂行のため、次の常置委員会を置く。
 - (1) 学術大会委員会
 - (2) 機関誌等編集委員会
 - (3) 心理学ワールド編集委員会
 - (4) 教育研究委員会
 - (5) 国際委員会
 - (6) 国際賞選考委員会
 - (7) 優秀論文賞選考委員会
 - (8) 資格認定委員会
 - (9) 広報委員会
 - (10) 倫理委員会
- 3 各常置委員会の任務，任期，定員等は，別に定める。
- 4 この法人に，常置委員会のほか，必要に応じて特別委員会を置くことができる。
- 5 本規程の改正は，理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規程は，平成 27 年 6 月 21 日より施行する。